

鉄道事故調査報告書〔概要版〕

～ 列車が保線作業中の作業員と接触し、同作業員が死亡した事故 ～

鉄道事業者名：富山地方鉄道株式会社

事故種類：鉄道人身障害事故

発生日時：令和5年4月11日 10時17分ごろ

発生場所：富山県富山市

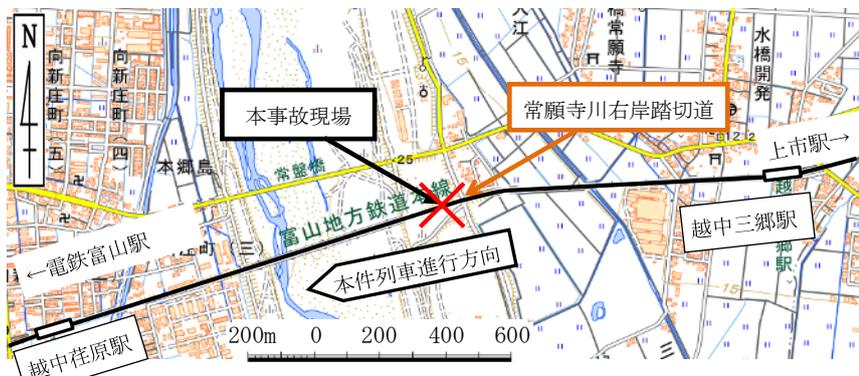
本線 ^{えっちゅうさんごう}越中三郷駅～^{えっちゅうえぼら}越中荏原駅間（単線）
^{でんてつとやま}電鉄富山駅起点6k086m付近

<概要>

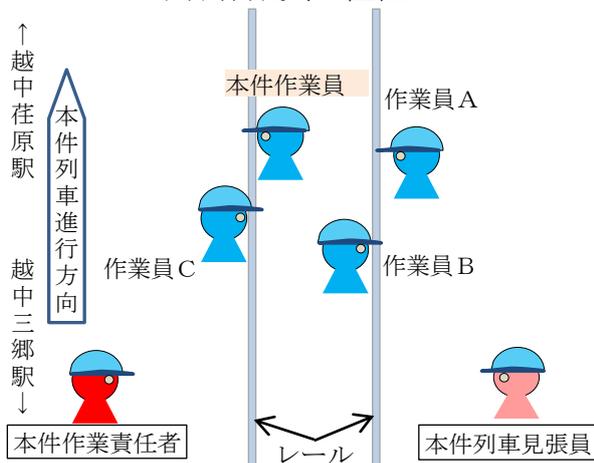
富山地方鉄道株式会社の本線^{かみいち}上市駅発電鉄富山駅行き2両編成の上り第1024列車の運転士は、令和5年4月11日（火）、越中三郷駅を定刻（10時16分）に出発し、上り勾配の左曲線を速度約78km/h^{りきこう}で力行運転中、複数の作業員が線路内にいるのを発見した。このため運転士は気笛を吹鳴するとともに直ちに停止手配を執ったが、同列車は複数いた作業員のうちの1名と接触し、約82m走行して停止した。この事故により同作業員は死亡した。

列車には乗客10名と運転士1名が乗車していたが、負傷者はいなかった。

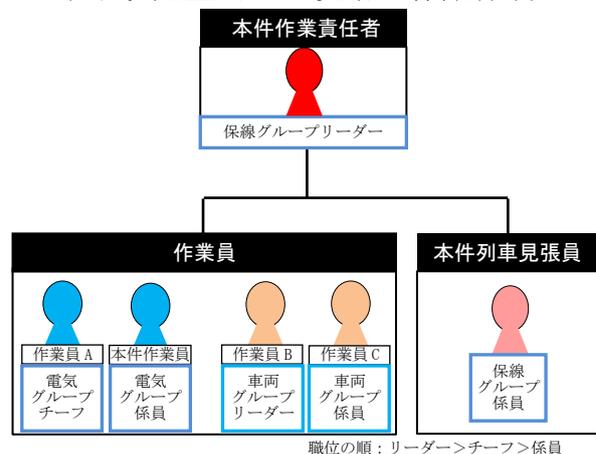
<本事故発生場所の周辺図>



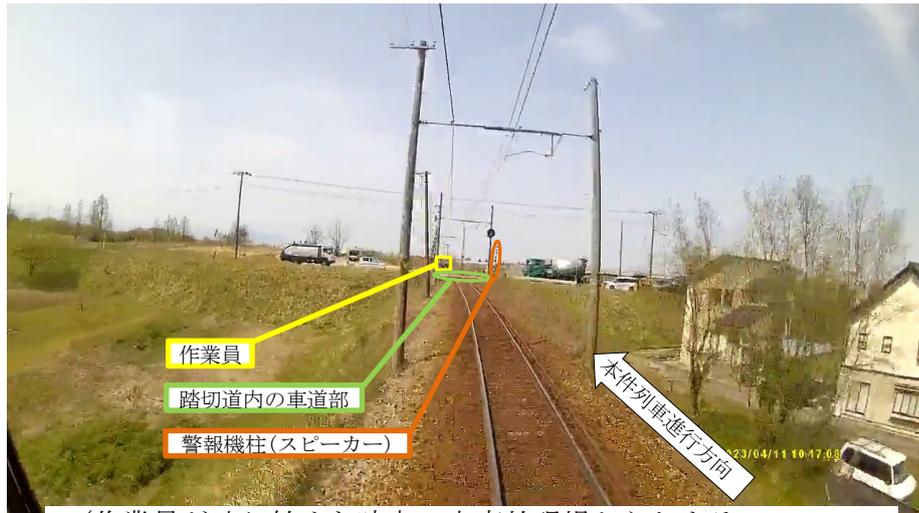
<本件作業員の位置>



<本事故発生当日の現場の作業体制>



〈本件列車からの見通し〉



(作業員が映り始めた時点。本事故現場からおおよそ100m。
運転士が作業員(黄色四角枠内)を確認したとき。)

〈原因〉

本事故は、保線作業の業務において、作業員が列車の接近に気付かず本線上で作業を継続していたため列車と触車したことにより発生したものと推定される。

作業員が列車の接近に気付かず作業を継続していたことについては、富山地方鉄道株式会社の社内規程である「技術関係従事員触車事故防止要領」に定められた見張り業務に専念する列車見張員が配置されていなかったことによって列車接近の合図が行われなかったためと推定される。

列車見張員が見張り業務に専念していなかったことについては、同社において、保線作業時の安全に関する取扱い、「技術関係従事員触車事故防止要領」の教育が徹底されていなかったためと考えられる。

また、同社において、保線作業時の安全に関する取扱いが徹底されていなかったことについては、過去の同種事故に対する認識が薄く、現場の対策状況を把握していなかったことが関与した可能性が考えられる。

〈必要と考えられる再発防止策〉

本事故は保線作業における見張り業務や安全管理体制の不備により発生したものと考えられる。同社は「技術関係従事員触車事故防止要領」及び関係規程類を見直し、整合性を図った上で、全ての関係する係員に教育し、遵守させるとともに、線路内での作業を行うのに必要な知識及び技能が不十分な者が作業責任者及び列車見張員とならないようにすること、列車見張員は見張り業務に専念するよう徹底することが必要である。

また、同社は、現場の作業実態を把握し、事故防止のために必要な取組を進めるなど、安全管理体制を強化することが必要である。

詳細は、運輸安全委員会ホームページ (<https://jtsb.mlit.go.jp>) より、鉄道事故調査報告書をご覧ください。